

防犯カメラ設置要望書

令和 年 月 日

自治会名 _____

会長氏名 _____

連絡先 _____

事件（未遂含む）、事故発生箇所※

※不法投棄の監視目的等は対象外です。なお、要望箇所が複数ある場合は、優先順位も含めてご記入ください。

要望の経緯（事件（未遂含む）、事故の詳細をご記入ください。）

【記載例】

防犯カメラ設置要望書

令和○年○月○日

自治会名 _____

会長氏名 _____

連絡先 _____

事件（未遂を含む）、事故の発生を理由に、市へ防犯カメラの設置を要望する箇所がある場合は、下記に詳細をご記入ください。

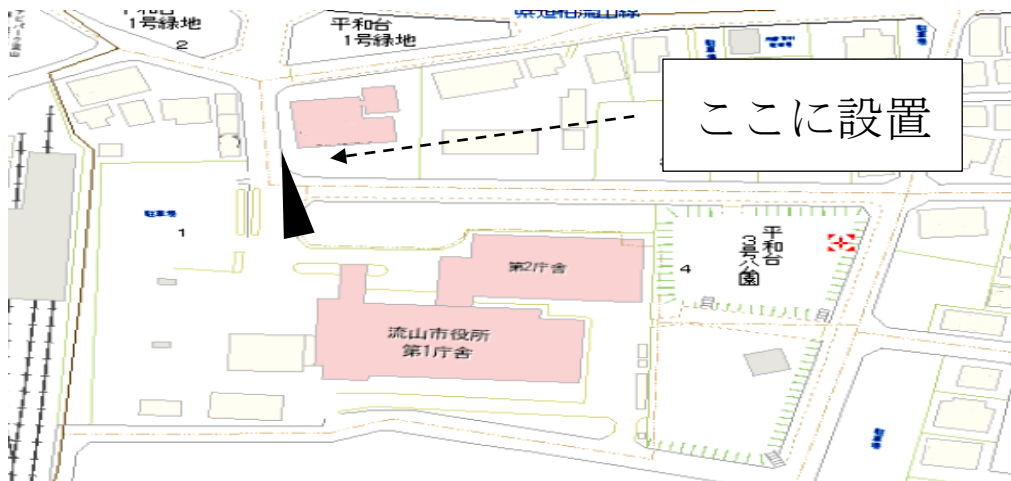
事件（未遂含む）、事故発生箇所

※不法投棄の監視目的等は対象外です。なお、要望箇所が複数ある場合は、優先順位も含めてご記入ください。

要望箇所（詳細も含めて）：流山市○○○○番地先、

○○交差点付近、○○の道路が映るように。

（地図、位置図を合わせて添付してください。）



要望の経緯（事件（未遂含む）、事故の詳細をご記入ください。）

●月●日自治会区域内で刑法犯が発生。事件発生後も不審者が目撃されたことから、地域の安全のためにも設置を要望する。（優先順位1位）

【留意事項】

・市や自治会が設置を行うカメラについては、刑法犯の抑止を目的として設置するため、②-2「自治会が設置する防犯カメラへの補助制度概要について」で記載されている補助対象外（不法投棄の監視目的等）での設置要望は受けつけられ

裏面もあります。

ません。

- ・市の設置検討箇所として警察と協議する際に挙げさせていただきますが、市内全体の犯罪発生状況を鑑みて決定しますので、要望いただいた設置場所の設置を確約するものではありません。

- ・設置が決定した場合は、決定した年度の自治会長宛に通知いたします。

- ・市が維持管理を行うカメラになりますので、設置時及び設置後に自治会で費用負担が発生することはありません。

- ・市が設置する防犯カメラとは別に自治会で維持管理等を負担する形で独自に防犯カメラを設置する場合は②－1「防犯カメラ設置事業費補助金申請に向けた意向調査について」に記載し提出してください。

※令和8年度以降に自治会で防犯カメラを設置する場合はご回答ください。今回の意向調査で回答がない場合は、令和8年度に当初補助金制度を利用することはできません。
※防犯カメラ設置事業費補助金の活用予定がない自治会は、回答不要です。

②-1

防犯カメラ設置事業費補助金申請

に向けた意向調査について

自治会名 _____

会長氏名 _____

連絡先 _____

今後の、防犯カメラ設置費事業費補助金の申請予定について、
下記のとおり回答します。

記

(1) 申請予定年度について

☐ 令和8年度に申請する _____ 台以内

↳ 後日、コミュニティ課から必要書類等詳細について
ご連絡します。

☐ 令和8年度以降に申請予定

↳ 現時点での計画について教えてください（複数回答可）

- { ☐ 令和9年度 _____ 台
☐ 令和10年度 _____ 台
☐ 令和11年度 _____ 台
☐ 令和12年度 _____ 台
☐ 令和13年度以降 _____ 台
☐ 時期は決まっていないが検討中である _____ 台

(2) 確 認 事 項 (実 際 に 申 請 す る 場 合)

- ☐ 設置場所について、自治会において流山警察署と協議する必要があります。
- ☐ 画像面積の2分の1以上公道等を映すことが条件です。
- ☐ 監視カメラではないことが条件です。
- ※監視カメラとは特定の犯人（不法投棄等）を探す目的のカメラをいいます。
- ☐ 自治会で地権者や施設管理者に対して承諾を得る必要があります。
- ☐ 映像及び機器管理（維持費の負担等）は自治会で行う必要があります。

提出期限：令和7年6月2日（月）まで

【問 い 合 わ せ 先】

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所コミュニティ課 防犯係

担当：大屋・海老原・相馬

電 話 0 4 (7 1 5 0) 6 0 7 6

F A X 0 4 (7 1 5 9) 0 9 5 4

E-mail: komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp



E-mail 用

②-2

自治会が設置する防犯カメラへの補助制度概要について

流山市では、犯罪の起こりにくい環境づくりのため、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所(以下「公道等」という。)の犯罪の防止を目的に、自治会等が防犯カメラの設置をする際の設置費用に対し補助金を交付します。

(1)補助制度の概要

補助対象団体	流山市に登録された自治会
補助対象となる防犯カメラ	次の各号に掲げる要件の全てに該当する防犯カメラとする。 (1) 自治会が設置する防犯カメラであること。 (2) 警察署との協議を経て、防犯カメラの設置場所を選定していること。 (3) 撮影された映像のうち、<u>公道等の画像面積が2分の1以上</u>であること (4) 更新設置の場合は、前回設置が完了した日の属する会計年度終了後、5年以上経過していること。
補助額	設置費用の2分の1の額(上限30万円/台) ※千葉県補助金制度を活用しているため、今後補助額が変わる可能性があります。
対象経費	防犯カメラ等の購入及び取付工事に要する経費(防犯カメラの設置を明示するための看板等設置経費を含む。)
対象外経費	防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費、モニター設置経費、防犯カメラ等の維持管理(月々の電気代、保守点検料※1、カメラ設置後に発生する電柱共架料※2)に要する経費。 ※1保守点検は年に1回を推奨しています。 ※2共架料とは電柱にカメラなどを設置することで生じる料金です。
その他の補助要件 (1/2)	(1) 防犯カメラ等の設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。 (2) 自治会内で設置について承認が得られていること。 (3) 設置場所(土地)所有者の同意又は許可を得ていること。

その他の 補助要件 (2/2)	(4) 防犯カメラについて、以下の項目を含む管理運用規程が運用開始の日までに定められていること。 ①管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 ②撮影している旨及び設置者の表示 ③記録した映像の保管方法、保管期間、保管期間終了後の消去方法 ④記録した映像の利用・提供の制限 ⑤苦情処理対応 ⑥その他防犯カメラの運用に関すること (5) 他の補助金等を受けていないこと (6) 令和 8 年2月28日まで に設置工事及び市への実績報告が完了できること。
-----------------------	---

(2)補助制度の詳細

①設置目的

補助対象	補助対象外
・ひったくり・自動車盗・車上狙い等の犯罪防止 ・子どもの通学路の安全対策 ・不審者・声かけ事案の防止	・施設の管理目的 ・不法投棄等の監視目的 ・その他防犯以外の目的 (いたずら防止・捨て猫対策等)

②撮影範囲(補助対象の撮影範囲が2分の1以上となること)

設置場所によって管理者へ許可申請書の提出が必要な場合があります。

	補助対象	補助対象外
公道	国道・県道・市町村道の別は問わない。	
私道等	・通り抜け可能で、不特定多数の人が通行できる場合	・袋小路となっており、主にその道路沿いに居住する住民が利用する場合 ・マンションや団地の敷地内など、通り抜けしている実態はあっても、公に容認されていない場合

③対象経費

補助対象	補助対象外
・防犯カメラの購入・設置工事費 ・専用柱の設置工事費 ・記録媒体の購入費(予備分は対象外) ・東京電力等への共架等申請に係る経費	・既存カメラの入替 ・<u>既存設備の撤去・移設費</u> ・土地使用・取得・造成費等 ・産業廃棄物処分費 ・維持、管理、修繕費 ・<u>パソコン、モニターの本体及びその設置経費</u> ・予備の記録媒体 (SDカードはカメラ1台につき2枚を超える分) ・東京電力等の事前調査費用、カメラ設置後に発生する電柱共架料

(3)その他注意点等

- ・防犯カメラの購入には契約書が必要です。(契約書の参考例は市でお示しいたします。)
- ・防犯カメラの設置にあたり撮影している旨及び設置者を表示するステッカーやプレートが必要です。
なお、ステッカーは歩行者等が防犯カメラ付近を通行する際に、目に入るものを想定しています。
- ・防犯カメラは犯罪抑止のためのものであり、監視カメラではありません。したがって撮影した映像は設置者であっても見ることはできません。警察等から捜査で映像提供依頼などがあった場合のみ、映像内容を見ずに映像情報を提供することとなります。
- ・設置した防犯カメラの映像及び機器について、設置した自治会で管理(電気料、電柱共架料、保守点検料が発生)することとなります。
- ・公道にポールを建柱し防犯カメラを設置することは可能ですが、道路上に工作物が多くなると道路交通上の妨げになる恐れがあります。そのため、まずは電柱への設置や民地でのポール建柱を検討してください。
- ・防犯カメラは道路照明灯のポールには設置できません。
- ・設置したい電柱に市の防犯灯具がついている場合は、防犯灯具よりも上部にカメラを設置してください。